

八頭町 住宅改修Q&A

令和3年4月

八頭町保健課介護保険係

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
1	対象となる住宅	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。
2	申請の上限額	過去住宅改修した住宅を現地で建て替える場合、新たに20万円まで申請できるか。	現地での建て替えは、「転居した場合の例外」としては取り扱わず、新たに20万円の申請はできない。
3	認定申請中の手続き	認定申請中の住宅改修は可能か。	認定申請中の住宅改修の申請は、償還払いのみの対応。万が一、認定結果が非該当（自立）と判断された場合は、支給対象外である。
4	認定申請中の手続き	住宅改修を希望しているが、現在区分変更申請中である。受領委任払いでの申請は可能か。また、受領委任での申請後に、区分変更申請をした場合はどのような対応になるか。	新規申請、区分変更申請問わず、認定結果が出ていない状態での受領委任での申請は不可。償還払いでの申請のみの受付になる。また、受領委任払いでの申請後に、区分変更申請をした場合は、償還払いへ切り替えをする（入院中の場合は、退院日が確定している段階でのみ、償還払いでの申請が可能）。
5	老朽化や破損が原因による改修	手すりや畳等が古くなってしまったための付け替えや床材の変更も、介護保険住宅改修の支給対象となるか。	単なる老朽化や破損などが原因の住宅改修は、支給対象外である。
6	新築住宅の住宅改修	住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、支給対象となるか。	住宅の新築は、住宅改修とは認められず、住宅改修の支給対象とはならないが、新築住宅の竣工日の翌日以降に居住を開始した場合には改修の必要性が生じた場合は対象とする。 改築の場合、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、例えば、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれに「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となることがある。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
7	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。
8	施工費のみの請求	既存の手すりの高さが合わないため、位置変更の施工費と補強材費のみの請求は可能か。	部品代を除く施工費と補強材費のみの請求も可能。
9	退去時の撤去費	賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とならない。
10	賃貸アパートの共用部分の住宅改修	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。 しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
11	高齢者専用賃貸住宅での改修	サービス付高齢者専門賃貸住宅において、住宅改修は可能か。	本来サービス付高齢者専門賃貸住宅は高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていない。しかし、身体状況に応じて個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象となる。対象となるのは居室等の専用部分のみで、共用部分は対象外である。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
12	給付制限期間中の住宅改修	介護保険料滞納により、給付制限期間中であるが、住宅改修を行うことはできるか。	住宅改修をすることは可能である。ただし、通常1割又は2割の自己負担で利用できるところであるが、給付額減額の給付制限期間中には3割（3割負担の方は4割）の自己負担となる。また、受領委任払いでの申請もできない。
13	本人死亡の場合	住宅改修前に被保険者本人が死亡した場合、住宅改修費の支給を受けられるか。	すでに改修が終わっている部分については支給対象となるが、改修が終わっていない部分は対象外である。
14	領収証について	提出する領収証は、写しでもよいか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。写しは申請者側が用意することとする。
15	写真について	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをされたい。
16	工事内容の内訳について	支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。
17	工事内容の内訳について	見積書や内訳書について、住宅改修費が対象にならない工事も同時に行う場合、どのように金額を標記すればよいか。	対象部分の抽出、按分等適切な方法により住宅改修費の支給対象となる費用を算出し見積書や内訳書を作成する。
18	諸経費について	住宅改修の支給対象となる諸経費とはどういったものか。	諸経費として含まれる費用は、運搬費・搬入費・残材処分費・養生費・消耗品費・燃料費・設計料・積算費用等である。 なお、申請代行手数料・写真代・工事作業員の損害保険料については支給対象外である。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
19	理由書の作成	本人が立ち会うことなく理由書を作成することは可能か。	現在の居住空間に対して利用者の身体状況が適していない等の判断をする必要があることから、要望の聞き取りのみで理由書を作成することは望ましくない。ただし、入院中で居宅の整備が退院の条件となっているなど、立ち会うことができない正当な理由がある場合に限っては、聞き取りでも構わない。
20	同一世帯に複数の要介護者がいる場合	住宅改修の必要な被保険者が2人いる場合、支給限度額は40万円となるか。	複数の被保険者が同一の住宅に居住し、同時に複数の被保険者についての住宅改修が行われた場合には、各被保険者に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が重複しなければ、それぞれの支給限度額(20万円)までの申請が可能。 例えば、手すりを複数個所に設置した場合は、被保険者ごとに箇所けてそれぞれ申請できるが、同一の便器の取り替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することは不可。
21	負担割合について	利用者負担割合に変更が生じる場合、住宅改修費の負担割合の基準日はいつになるか。	領収書記載日時点における負担割合を適用することとなる。
22	基準日について	以下の基準日は、それぞれいつ時点になるのか。 ①支給限度基準額管理の基準日 ②新旧消費税率摘要の基準日	①着工日 ②工事完了日 となる。
23	時効について	償還払いの申請後、改修内容が決定された場合、工事の着工に期限があるのか。	申請内容の変更、または入院等により申請時と改修が異なる場合については、申請の取り下げが必要となる。償還払いの時効については、介護保険法200条のとおり、領収日の翌日が起算点となり、2年間は介護保険請求が可能である。
24	手すり	靴箱や家具等への手すりの取り付けは住宅改修の支給対象となるか。	固定されていない靴箱や家具に手すりを取り付けた場合、支給対象外である。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
25	手すり	居室の手すりの取り付けにおいて、ねじ固定せずに接着剤で取り付けることは住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。その際、利用に際して事故等が起こらないように注意されたい。
26	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。
27	手すり	現在付いている手すりが握りにくくなり、付け替えを希望する場合、住宅改修費の支給対象となるか。	介護の必要性が重くなり、現在付いている手すりでは高さや太さ、材質等が身体状に合わなくなったというような理由がある場合は給付の対象となる。しかし、単に老朽化という理由では対象外である。
28	手すり	福祉用具貸与にある、洋式便器を囲む形の据え置き型手すりを床にビス止めして設置する場合、支給対象となるか。	取付けに際し工事を伴うものは可。住宅改修における「手すりの取り付け」は、福祉用具貸与の手すりに該当するものは除かれる。なお、福祉用具貸与の手すりとは、①居室の床において使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。②便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移動動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。
29	手すり	裏庭で畑仕事をするために、勝手口に手すりを取り付けたいが可能か。	質問のような趣味・嗜好に伴う事由であれば勝手口に関しては、対象とはならない。玄関からの外出が困難で、勝手口を外出するための主な経路とする場合や、洗濯物を干す場合、ゴミ出しをする場合など、被保険者の自立支援に資するもので日常生活上真に必要なものに限り、住宅改修の対象となる。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
30	手すり	寝室が2階のため、2階へ行くための階段に手すりをつけてよいか。	支給対象外である。 質問の場合、将来的に階段を使い2階へ上がることが難しくなると考えられるため、まず居室を1階へ移すことが可能かどうか検討する。2世帯住宅や1階が商売スペースとなっている場合など居室を1階へ移すことが構造上不可能である場合については、住宅改修が可能。また、洗濯物を干すスペースが構造上2階にしかない場合等についても同様。
31	手すり	廊下や階段、トイレの壁等の両側に手すりを付ける場合に制限はあるか。	原則、片側の手すりのみ支給対象。ただし、半身麻痺などの特別な理由がある場合は、理由書に詳しく明記すること。審査の対象とする。 以前、片側だけに手すりを取り付けたが、身体状況の変化等により必要性がある場合も同様の取り扱いとする。
32	手すり	手すりの取り付け下地補強の際、貼り替えが必要になったクロスは費用は対象となるか。	下地補強した部分のみクロスに係る費用は対象としても差し支えない。下地補強に伴って壁全体のクロスを貼り替えたとしても、同様の取り扱いとする。
33	段差の解消	床の段差を解消するため浴室用すのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室用すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこ（浴室に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
34	段差の解消	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
35	段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。 なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
36	段差の解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。	玄関からの出入りが困難な理由があり、移動経路を玄関から掃き出し窓へ移さなければならない場合は、支給対象。通路の設置も通路面の材料の変更として、支給対象となる。
37	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は対象となるか。	玄関の上がりかまちへの式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
38	段差の解消	ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消等を行う場合、対象となるか。	①脱衣所と浴室の段差解消を目的とするユニットバスの購入設置。 （浴室の床部分の改修） ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置。 （浴室の床部分の改修） ③浴室床と浴槽底の高低差を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。 （浴槽の改修） ①、②、③それぞれ介護保険の住宅改修の対象となる。なお、ユニットバスの購入設置の目的が①のみ、②のみ、③のみの場合には、当該部分を面積按分等により保険給付の対象となる工事費を算出することとなる。 浴室の床部分の改修及び浴槽の改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、ユニットバス購入設置費全てが住宅改修の対象となるわけではなく、天井や壁等住宅改修の目的（段差解消や滑りの防止）以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象外である。
39	床材の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となる。
40	床材の変更	身体状況から転倒が予想される箇所について、転倒した際の怪我を防ぐためクッション性のある床材にする改修は、対象となるか。	転倒した際に怪我を防ぐという目的だけでは、対象外である。
41	床材の変更	老朽化により歪んだ廊下の床材を取り替える改修や、車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることは「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えてよいか。	老朽化や物理的、化学的な摩耗・消耗を理由とするのであれば対象外である。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
42	床材の変更	階段に滑り止めのゴムを付けたりカーペットを張り付けることは、住宅改修の対象となるか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たるため支給対象となるが、カーペットを置くだけ等、固定されていないものは支給対象外である。
43	扉の変更	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給対象となる。 具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
44	扉の変更	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象外である。
45	扉の変更	車椅子での導線の確保のために扉を撤去する工事は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。
46	扉の変更	改修工事において、アコーディオンカーテンから折り戸への変更は改修対象にあたるか。	住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」に当たり、支給対象となる。
47	便器の洋式化	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

八頭町住宅改修Q&A

No.	項目	質問	回答
48	便器の洋式化	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
49	便器の洋式化	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、支給対象外である。
50	便器の洋式化	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修ではなく、腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。
51	便器の洋式化	同じ場所のまま、便器の向きを変えるのは住宅改修の支給対象となるか。	被保険者の身体状況等から必要性が認められれば支給対象となる。
52	便器の洋式化	和式から洋式への便器の取り替えに伴う給排水設備工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となるか。	和式から洋式への便器の取り替えに伴い、排水管の長さや位置を変更する工事につき、住宅改修の付帯工事の対象となる。
53	便器の洋式化	既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置し、既存のトイレは、家族がそのまま使用したい。	既存の和式トイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えにあたらなため、対象外である。
54	便器の洋式化	男性用小便器トイレと和式トイレまたは洋式トイレがある住居で、和式トイレまたは洋式トイレを残したまま、小便器を洋式便器に改修するのは支給対象となるか。	トイレの増設となるため対象外である。